

反社会的勢力排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下の1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合、「職場の熱中症対策ラボ」を除名されることに同意し、それに対して異議は一切申し立てず、一切の損害賠償請求を行いません。

1 「職場の熱中症対策ラボ」加盟者として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 「職場の熱中症対策ラボ」加盟者として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任範囲を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、誓約いたします。

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名